（参考）

（仮称）一宮西港道路の概要等

１　計画概要

（１）目的

東海北陸自動車道・一宮JCTと伊勢湾岸自動車道を結ぶ高規格道路である。本事業では「物流」「防災」「まちづくり（地域開発の支援）」の３つの観点において、より良い地域づくりに寄与することを目的とし、以下の３つの政策目標を設定している。

1. 速達性、定時性の向上による物流活動の支援
2. 災害発生時における信頼性の高い道路ネットワークの強化
3. 土地利用の高度化、地域と連携した開発の促進による持続可能な地方都市の形成

（２）都市計画決定権者

愛知県

（本道路は都市計画に定められる施設であり、都市計画決定権者である愛知県が都市計画手続と併せて環境影響評価手続を行う。）

（３）事業実施想定区域の位置

起点：一宮市

終点：弥富市

（４）事業規模

約 28km（４車線以上）

２　手続根拠法令

環境影響評価法（平成９年法律第 81 号）

３　経緯

2025 年10 月 20 日　配慮書についての知事意見の通知
2026 年６月 30 日　方法書の県への送付
７月７日　方法書の公告・縦覧（～８月７日）
９月 25 日　審査会の開催
９月 30 日　方法書に係る住民意見の概要の送付
12 月４日　一宮西港道路部会の開催

４　今後の対応

知事は、審査会の答申、関係市町村長意見等を踏まえ、方法書について環境の保全の見地からの意見を都市計画決定権者（愛知県）に通知する。

この知事意見の通知は、都市計画決定権者（愛知県）から方法書についての住民意見の概要の送付があった日から90日以内に行う。

５　対象事業実施区域の位置

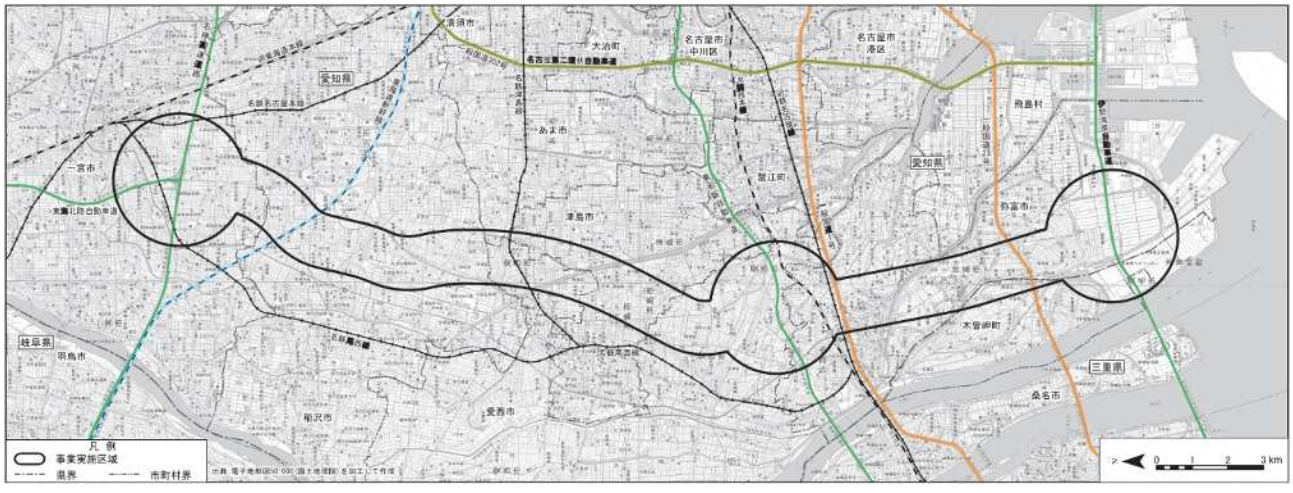

※環境影響評価方法書のあらましから引用

（参考）

（仮称）一宮西港道路に係る環境影響評価の手続の流れ

